島根県益田市横田町
三一八二番　一号及び二号
三一七三番二　三号
三一六八番　四号
三一六四番三　五号
三一六五番　六号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五箇奥谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県隠岐郡隠岐の島町北方
尻無　一一四七番二　一号
一一四六番　二号
長坂　一〇七三番一　三号
一〇七二番一　四号
木戸根　一一四〇番一　五号

○国土交通省告示第五百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年五月二十三日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
不動尊川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和三十七年建設省告示第三千百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須
字峯岸　二三三六番四　一号
二三三八番　八号
字丸山　二三一四番二　二号
二三一四番一　三号
二三一一番　四号
二三〇六番　五号
二三〇五番　六号及び七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
萩沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県伊東市玖須美元和田
字萩坂　七〇〇番二四　一号及び八号
六九八番一　二号及び三号
六九七番三　四号及び五号
七〇一番一　六号
七〇一番二　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東シッペイ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
静岡県伊豆市熊坂
字西シツヘイ沢　一二二五番
一二二七番及び一二二八番
一二二九番一及び一二二九番二
一二三〇番
一二三四番から一二三七番まで
一二三八番一から一二三八番五まで
一二三九番及び一二四〇番
一二四一番一及び一二四一番二
一二四二番から一二四四番まで
一二四五番一及び一二四五番二
一二四六番及び一二四七番
一二四八番一
一二四九番
一二五〇番一及び一二五〇番二
一二五一番から一二五三番まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
陰野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第二千九百九十五号で指定した土地の区域を除く。）
静岡県沼津市内浦重須
字行合戸　七六四番一　一号及び二号
七六〇番一　六号
七六一番一　七号及び九号

字シツヘイ沢
字東シツヘイ沢

七六二番三　十号
七六三番三　十一号
七六三番一　十二号
字高山　七二四番一　三号
七二五番　四号、五号及び八号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山ノ神川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
静岡県静岡市清水区柏尾
字雨沢　三六一番
字山の神　四〇一番から四〇四番まで
四一〇番一の四
四一一番及び四一二番
四一三番一から四一三番四まで
四一四番一
四一四番三
四一五番一及び四一五番二
四一六番一及び四一六番二
四一七番一から四一七番五まで
四一八番及び四一九番
四二〇番一から四二〇番四まで
四二〇番一一の二
四二〇番一五
四二〇番二六の二
四二〇番二七から四二〇番四八まで
四二一番
四二二番二及び四二二番三
四二三番から四二七番まで
四二八番一の二及び四二八番二
四二九番
四三〇番一から四三〇番九まで
四三一番一及び四三一番二
四三二番一から四三二番四まで
四三三番一及び四三三番二
四三四番
四三五番一及び四三五番二
四三六番から四三九番まで
四四〇番一から四四〇番三まで
四四一番一から四四一番一二まで
四四二番一及び四四二番二
四四三番
四四四番一及び四四四番二
四四五番及び四四六番
四四七番一及び四四七番二
四四八番から四五一番まで
四五二番一及び四五二番二
四五三番一から四五三番三まで
四五四番一から四五四番七まで
四五五番一から四五五番三まで
四五六番一から四五六番四まで
四五七番一及び四五七番二
四五八番一から四五八番三まで
四五九番一から四五九番三まで
四六〇番一及び四六〇番二
四六一番一及び四六一番二
四六二番一及び四六二番二
四六七番一から四六七番三まで
四六八番一

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷西沢右支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県浜松市天竜区大谷
字山京　五五二番　一号及び三号
六四七番　四号及び五号
六四五番　六号及び七号
字寺ノ上　四四九番　二号
字宮ノ前　五六四番　八号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小池川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第九百四十三号で指定した土地の区域を除く。）
静岡県富士市中之郷
字椚田　三二六九番一　一号及び八号
三二七〇番七　二号
三二七〇番二　三号から五号まで
三二七二番　六号
三二七二番地先河川敷　七号